

令和5年第2回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件 名	ページ 番 号
議案第45号	令和5年度三豊市一般会計補正予算(第2号)	2
議案第46号	令和5年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)	3
議案第47号	令和5年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	4
議案第48号	三豊市島内交通運行条例の制定について	5
議案第49号	三豊市印鑑条例の一部改正について	8
議案第50号	三豊市税条例の一部改正について	10
議案第51号	三豊市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について	14
議案第52号	三豊総合病院企業団規約の一部変更について	16
議案第53号	工事請負契約の締結について(令和5年度 旧詫間庁舎外2施設解体工事)	17
議案第54号	工事請負契約の締結について(令和5年度 三豊市詫間町大浜地区コミュニティセンター(仮称)新築工事)	18
議案第55号	財産の取得について(消防ポンプ自動車)	19
議案第56号	財産の取得について(防災行政無線(同報系)操作卓等)	20

議案第 4 5 号

令和 5 年度三豊市一般会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 5 年度三豊市一般会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 5 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 4 6 号

令和 5 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 5 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 5 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 4 7 号

令和 5 年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 5 年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 5 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 4 8 号

三豊市島内交通運行条例の制定について

三豊市島内交通運行条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市島内交通運行条例

(目的)

第1条 この条例は、三豊市公共交通計画に基づき島内交通手段を確保することにより、地域住民や観光客の島内移動に関する利便性の向上を図り、もって地域福祉の増進及び地域活力の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「島内交通」とは、三豊市（以下「市」という。）が道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けて行う自家用有償旅客運送をいう。

(運行業務の委託)

第3条 市長は、島内交通の運行に関する業務の全部又は一部を委託することができる。

(使用料)

第4条 島内交通の利用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第6条 既に納付された使用料は還付しない。ただし、天災その他特別の事由により市長が必要と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(乗車の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の乗車を拒否することができる。

- (1) 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第13条各号に該当する者
- (2) 旅客自動車運送事業運輸規則第53条に違反する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めた者

(運行の制限等)

第8条 市長は、天災その他やむを得ない事由により運行に支障がある場合は、島

内交通の運行を制限し、若しくは停止し、又は手回り品の大きさ若しくは個数を制限することができる。

(委任)

第9条 島内交通の運行路線、運行日、運行時刻その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

(単位：円)

区分	通用期間	使用料
定期券	12月	1,500
1日乗車券	1日	500
1乗車	1回	100

備考 1乗車の区分は、市の区域内に住所を有する者のみの利用とする。

議案第 4 9 号

三豊市印鑑条例の一部改正について

三豊市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市印鑑条例の一部を改正する条例

三豊市印鑑条例（平成18年三豊市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第14条見出し中「交付申請」を「交付」に改め、同条第1項中「個人番号カード」の次に「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を加え、「申請する」を「申請し、その交付を受ける」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 0 号

三豊市税条例の一部改正について

三豊市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市税条例の一部を改正する条例

三豊市税条例（平成18年三豊市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び県民税額の合算額」を「、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に

改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第５項において同じ。）」を加え、同条第２項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第３項、第５項及び第６項中「によって」を「により」に改める。

第４７条第１項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第２項中「通知によって」を「通知により」に、「第１７条の２の規定によって」を「第１７条の２の２第１項第２号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第３項、第６項及び第７項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第４７条の２第１項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第４７条の５において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する」を「により徴収する」に改め、同項第２号及び同条第２項中「によって」を「により」に改める。

第４７条の６第１項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第２項中「方法によって」を「方法により」に、「第１７条の２の規定によって」を「第１７条の２の２第１項第２号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第３項、第６項及び第７項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第８２条第１号エ中「及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が０．５メートル以下の３輪のもの」を「、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が０．５メートル以下の３輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）第１条第１項第１３号の６に規定する特定小型原動機付自転車」に改める。

附則第１５条の２第４項及び附則第１６条の２第３項中「１００分の１０」を「１００分の３５」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の三豊市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の改正規定及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の三豊市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けべき三豊市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第 5 1 号

三豊市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について

三豊市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

三豊市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成24年三豊市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第2第13項第3号中「第64条第1項ただし書」を「第64条第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 2 号

三豊総合病院企業団規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり三豊総合病院企業団規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和5年6月5日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊総合病院企業団規約の一部を変更する規約

三豊総合病院企業団規約（平成22年1月20日香川県知事許可）の一部を次のように変更する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第4条中「保健福祉総合施設事業」を「保健福祉事業」に改める。

附 則

この規約は、香川県知事の許可があった日から施行する。

議案第 5 3 号

工事請負契約の締結について（令和 5 年度 旧詫間庁舎外 2 施設解体工事）

次のとおり工事請負契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和 5 年度 旧詫間庁舎外 2 施設解体工事 |
| 2 工事の場所 | 三豊市詫間町詫間地内 |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 契約の金額 | 2 3 6 , 4 4 5 , 0 0 0 円 |
| 5 契約の相手方 | 香川県三豊市詫間町詫間 5 3 8 番地 1
株式会社 神詫組
代表取締役 詫間 正章 |

令和 5 年 6 月 5 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 5 4 号

工事請負契約の締結について（令和 5 年度 三豊市詫間町大浜地区コミュニティセンター（仮称）新築工事）

次のとおり工事請負契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 令和 5 年度 三豊市詫間町大浜地区コミュニティセンター（仮称）新築工事 |
| 2 | 工 事 の 場 所 | 三豊市詫間町大浜地内 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契 約 の 金 額 | 1 4 8 , 5 8 8 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 香川県三豊市詫間町詫間 3 0 0 番地 1
富士建設株式会社
代表取締役 眞鍋 有紀子 |

令和 5 年 6 月 5 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 5 5 号

財産の取得について（消防ポンプ自動車）

次のとおり財産を取得することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

1	財 産 の 種 類	動 産
2	取得する財産	消防ポンプ自動車
3	数 量	1 台
4	契 約 の 方 法	指名競争入札
5	取 得 価 格	2 4 , 7 5 0 , 0 0 0 円
6	契約の相手方	香川県高松市伏石町 1 3 4 0 番地 3 株式会社岩本商会 高松支店 支店長 別所 拓也

令和 5 年 6 月 5 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 56 号

財産の取得について（防災行政無線（同報系）操作卓等）

次のとおり財産を取得することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 財産の種類 動産
- 2 取得する財産 防災行政無線（同報系）操作卓等
- 3 内 訳

動産	数量
操作卓設備	一式
情報配信サーバ	1 台
遠隔制御装置	9 台

- 4 契約の方法 一般競争入札
- 5 取得価格 66,209,000 円
- 6 契約の相手方 香川県高松市上之町三丁目1番4号
四電エンジニアリング株式会社
代表取締役 原田 雅仁

令和5年6月5日提出

三豊市長 山下 昭史